

名崎小学校いじめ防止に関する基本方針

古河市立名崎小学校

1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける、重大な人権侵害行為である。本校では、すべての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を児童に徹底させ、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組む。

いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 児童に寄り添い、一緒に活動する教師
- (2) 児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- (3) 常に児童の身になって考えようとする教師
- (4) 児童の努力を認め、励ましのことばをかける教師
- (5) 日頃から人権を尊重したことばづかいに心がける教師
- (6) 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、ひと言添える教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

- ア 「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童の育成に学校全体で取り組む。
- イ 一人一人が認められ、相手を思いやる支持的な学級づくりに取り組むとともに分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己肯定感や自己有用感を味わわせる。
- ウ 道徳教育及びボランティア活動等、体験活動の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
- エ 「いじめ撲滅オレンジリボンキャンペーン活動」等、児童自身がいじめ防止に対して、自主的に取り組めるよう、児童会活動を支援する。
- オ いじめ防止に関する理解を深めるために、日頃から人権教育を推進し、人権作文・人権標語等を活用した人権集会を実施する。

② いじめの早期発見の措置

- ア いじめ調査の定期的な実施
いじめを早期に発見するため、児童や保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施する。(※義務教育終了時まで保管)
- (ア) 児童対象のいじめを含む学校生活いじめアンケート調査 毎月月末
- (イ) 保護者対象のいじめを含む学校生活アンケート調査 年2回(6月・12月)
- (ウ) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年2回(6月・11月)
- イ いじめ相談体制の整備
児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。
- ウ いじめ防止等のための研修の充実
いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

③ 携帯電話やインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

携帯電話やインターネットを通じて送信された情報の流通性や発信者の匿名性利用の依存性等の特性を児童や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教室を定期的に実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止対策に向けた組織「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長の判断により、必要に応じて人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

<活動>

- ア いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- イ いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ウ いじめ事案(受けた者・行った者)に対する対応に関すること。
- エ 関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。
- オ その他いじめ防止に関わること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けたり、いじめ行為の疑いが発覚したりした場合は、いじめられている児童や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任が一人で抱え込むことがないように、「いじめ問題対策委員会」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
(※ いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月を目安)
- ④ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- ⑤ いじめの関係(被害・加害)者間における不要な争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ いじめた児童に対して、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。

(4) 重大事態発生時の対処

児童が自殺を考へたり、精神性の疾患を発症したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間(年間30日程度)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、古河市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を十分踏まえる。